

## ■ 給付裁定結果のお知らせ

※画像はイメージです。実際に送付されるお知らせの様式とは異なる場合があります。

### 給付裁定結果のお知らせ

0000003

1ページ

作成日 2021年12月 1日

作成基準日 2023年 2月 2日

100-0002

千代田区皇居外苑ハイツリグレ03

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。  
下記の内容で給付裁定を行いましたので、ご確認くださいませ  
ようお願い申し上げます。  
個人別管理資産の一部を一時金で受給される場合は、別途  
送付しております「給付金支払のお知らせ」も併せて、ご確  
認ください。

年給 リグー3 様

委託元運営管理機関  
S信託株式会社

000009 20000018 RIG00000001  
3200000002 0000538015



日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

201 \*00100001 00001 005 00

11000294  
LPBX0008

| プラン番号        | プラン名        |
|--------------|-------------|
| 000009       | 企業型プラン09    |
| 企業コード/プランコース | 企業名/プランコース名 |
| 20000018     | 企業15        |
| 加入者番号        | 加入者名        |
| 0000538015   | 年給 リグー3 様   |

コールセンター NKK給付コールセンター

0120-922-141 または 028-300-8079 (有料)

受付時間 9:00~20:00 (土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

インターネット S信託確定拠出年金ネットサービス

<http://ssintaku.co.jp>

#### <「給付裁定結果のお知らせ」の内容について>

##### □「給付裁定結果のお知らせ」について

- このお知らせは、給付裁定時に年金支給を選択された場合又は年金計画を変更された場合にお送りしています。  
個人別管理資産額の一部を一時金で受給される場合の一時金の内容については、別途送付しております「給付金支払のお知らせ」を参照ください。

##### □<裁定請求による運用指図結果>

- 裁定請求書(年金、年金・一時金併給、年金計画変更)により裁定請求された内容に従って、運用商品毎の振替割合及び運用商品変更に伴う資産売却数量を表示しています。
- 年金計画変更に伴い、旧計画の未払年金について資産売却した場合は、その内容が表示されます。(未払年金は、年金計画変更後初回支払時にまとめて支払われます。)

##### □<給付裁定後の年金支給(分割取崩型商品)分の個人別管理資産>

- 分割取崩型商品として年金受給する運用商品の個人別管理資産の明細です。
- 個人別管理資産額の欄に\*\*\*とある場合は、個人別管理資産額が算出できない場合に表示しています。

##### □<給付裁定後の年金支給(年金商品)分の個人別管理資産>

- 年金商品として年金受給する運用商品の個人別管理資産の明細です。

##### □<給付裁定結果内容>

- 受給される年金の基本情報を表示しています。
- 年金商品を選択された方は、併せて<給付裁定後の年金支給(年金商品)分の個人別管理資産>もご覧ください。
- 年金支給(分割取崩型商品)を選択していない場合、年金計画欄の内容は表示されません。
- 裁定事由が過少変更の場合、年金計画欄は裁定請求以降の内容を表示しています。この場合、過少変更以前の給付年度(変更年度を含む)には\*\*\*が表示されます。

##### □<年金支給開始後の注意事項>

- 年金支給開始後の注意事項を記載しておりますので、必ずお読みください。

##### □<今後のご予定(年金お支払いの時期・金額の目安など)>

- 今後の年金のお受け取り予定時期、試算額等を記載しております。お受け取り計画の目安としてご活用ください。

## &lt;裁定請求による運用指図結果&gt;

| NO. | 商品コード | 商品名            | 振替割合  |                   |                | 約定年月日 | 資産売却数量 |
|-----|-------|----------------|-------|-------------------|----------------|-------|--------|
|     |       |                | 一時金支給 | 年金支給<br>(分割取崩型商品) | 年金支給<br>(年金商品) | 受渡年月日 |        |
| 1   | 00006 | D社株投オープン投信1    | 0%    | 0%                | 0%             |       |        |
| 2   | 00009 | D社MMF2         | 0%    | 0%                | 0%             |       |        |
| 3   | 00024 | T損保確定拠出年金 傷害保険 | 0%    | 0%                | 0%             |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |
|     |       |                |       |                   |                |       |        |

## &lt;給付裁定後の年金支給(分割取崩型商品)分の個人別管理資産&gt;

| NO. | 商品コード | 商品名                     | 残高数量    | 基準日        | 個人別管理資産額 | 商品分類   |
|-----|-------|-------------------------|---------|------------|----------|--------|
| 1   | 00003 | S信託定期預金A                | 113,850 | 2023/02/02 | 113,850円 | 定期預金   |
| 2   | 00006 | D社株投オープン投信1             | 52,094  | 2005/04/06 | 57,303円  | 国内投信   |
| 3   | 00016 | N生命グローバルバランスオープン(債権重視型) | 108,924 | 2005/04/06 | 108,924円 | 国内投信   |
| 4   | 00010 | N生保利率保証契約(5年)           | 203,610 | 2002/03/31 | 203,610円 | GIC型保険 |
|     |       |                         |         |            |          |        |
|     |       |                         |         |            |          |        |
|     |       |                         |         |            |          |        |
|     |       |                         |         |            |          |        |
|     |       |                         |         |            |          |        |
|     |       |                         |         |            |          |        |

## &lt;給付裁定後の年金支給(年金商品)分の個人別管理資産&gt;

| NO. | 商品コード | 商品名 | 年金種類 | 保証期間<br>支給予定期間 | 初年度年金年額 | 支払再開有無 | 備考 |
|-----|-------|-----|------|----------------|---------|--------|----|
|     |       |     |      |                |         |        |    |
|     |       |     |      |                |         |        |    |
|     |       |     |      |                |         |        |    |
|     |       |     |      |                |         |        |    |
|     |       |     |      |                |         |        |    |
|     |       |     |      |                |         |        |    |

## 給付裁定結果内容

0000005

3ページ

作成日 2021年12月 1日

作成基準日 2023年 2月 2日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

| 確定拠出年金                     |            | 裁定事由                    | 老齢給付金・年金 |
|----------------------------|------------|-------------------------|----------|
| プラン番号                      | 000009     | プラン名                    | 企業型プラン09 |
| 企業コード/プランコース               | 20000018   | 企業名/プランコース名             | 企業15     |
| 加入者番号                      | 0000538015 | 年金受給者氏名                 | 年給 リグー3  |
| 運営管理機関コード                  | 11000294   | 運営管理機関名                 | S信託      |
| 資産管理機関コード/<br>事務委託先金融機関コード | 11000294   | 資産管理機関名又は<br>事務委託先金融機関名 | S信託      |

|            |                 |    |  |
|------------|-----------------|----|--|
| 死亡一時金受取人名  | 法定順位による死亡一時金受取人 | 続柄 |  |
| 死亡一時金受取人住所 |                 |    |  |

|                        |             |                         |             |
|------------------------|-------------|-------------------------|-------------|
| 裁定請求日                  | 2022年 5月 8日 | 給付裁定時基準(※1)<br>個人別管理資産額 | 394,799円    |
| 年金支給開始月<br>(年金計画変更開始月) | 2022年 6月    | 支給予定期間                  | 5年          |
| 年金支給回数                 | 年1回払い       | 年金支給月                   | 6月          |
| 年金支払日                  | 月末          | 第1回年金支払日<br>(変更後初回支払日)  | 2023年 6月30日 |

(※1) 裁定請求日の前月末日を基準としています。

|                               |   |           |   |                     |  |
|-------------------------------|---|-----------|---|---------------------|--|
| 年金支給開始から5年後の<br>一時金受取可否(次頁参照) | 可 | 年金計画の変更可否 | 可 | 障害年金額算定方法<br>変更サイクル |  |
|-------------------------------|---|-----------|---|---------------------|--|

## &lt;年金計画:年金支給(分割取崩型商品)&gt;

|                                           |             |              |        |
|-------------------------------------------|-------------|--------------|--------|
| 給付裁定時に使用した年金支給(分割取崩型商品)<br>の対象となる個人別管理資産額 | 基準年月日       | 個人別管理資産額(※2) | 分割取崩方法 |
|                                           | 2020年12月31日 | 394,799円     | 均等払い   |

(※2) 給付裁定時基準の個人別管理資産額のうち年金支給(分割取崩型商品)分の資産額を表示しています。

## &lt;年金計画(分割取崩型商品)&gt;

|      |     |     |         |         |     |
|------|-----|-----|---------|---------|-----|
| 給付年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目     | 4年目     | 5年目 |
| 取崩割合 |     |     |         |         |     |
| 年金年額 | 1円  | 2円  | 78,959円 | 78,959円 | 3円  |

|      |     |     |     |     |      |
|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 給付年度 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
| 取崩割合 |     |     |     |     |      |
| 年金年額 |     |     |     |     |      |

|      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 給付年度 | 11年目 | 12年目 | 13年目 | 14年目 | 15年目 |
| 取崩割合 |      |      |      |      |      |
| 年金年額 |      |      |      |      |      |

|      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 給付年度 | 16年目 | 17年目 | 18年目 | 19年目 | 20年目 |
| 取崩割合 |      |      |      |      |      |
| 年金年額 |      |      |      |      |      |

\* ご注意 \* 初回お受け取りの年金額は、上記「1年目」欄記載の年金年額とならない場合がございます。詳細は、次々頁をご参照ください。

## <年金支給開始後の注意事項>

### □年金受給開始後の預替え

- ・年金受給開始後も分割取崩型商品間の預替えを行うことができます。
- ・ただし、分割取崩型商品と年金商品間、年金商品間の預替えは行えません。

### □年金支給時の預替えの制限

- ・年金の支払日前に当期の年金額を算出します。年金支給のための資産売却処理中は預替えを行うことはできません。

### □年金支給の年金額

- ・各年金支給月の年金額は、年金年額を当期支給月数で按分した額が目安となります。

$$\text{各年金支給月の年金額} = \text{年金年額} \times \text{当期支給月数} / 12$$

当期支給月数とは、前期の年金支給月から当期の年金支給月の前月までの月数を指します。ただし初回の年金支給についての当期支給月数は、年金支給開始月（裁定請求日の翌月）から初回の年金支給月の前月までの月数となります。したがって実際の年金年額は、年間支給回数、年金支給月、年金支給開始月により、このお知らせに記載された年金年額と異なる場合があります。

（例えば、年間支給回数2回、年金支給月6月と12月のプランで、3月に裁定請求を受け付けた場合、初回（6月）の年金額は、4月と5月の2ヶ月分、2回目（12月）の年金額は、6月から11月までの6ヶ月分となり、初年度の間に支給される年金額の合計は8ヶ月分となります。）

なお、年金受給期間最終月末日（支給予定期間経過年の3月）で残高がある場合には、その翌月以降に一括でお支払いいたします。）

また実際の送金額は、この年金額から手数料、源泉徴収税額等を控除した金額となり、年金支払の際に「年金支払のお知らせ」にてお知らせします。

- ・分割取崩型商品については、上記年金額に基づいて、分割取崩型商品の時価評価額から必要な取崩数量を算出し、資産売却を行います。また、複数の分割取崩型商品から年金を受給する場合は、残高に比例して各運用商品からの取崩数量を決定します。このため、上記年金額と資産売却結果が異なる場合、実際にお支払いする年金額もこのお知らせに記載された年金年額を按分した額と異なります。
- ・年金商品については、実際の年金額は支給の都度運用商品販売会社で決定するため、このお知らせに記載された年金年額と異なる場合があります。また次年度からは利率の改定や配当金のお支払いなどにより年金年額が変更されることがあります。
- ・実際にお支払いする年金額については、年金支払の際に「年金支払のお知らせ」にてお知らせします。

### □給付裁定（年金・年金・一時金併給）の際の手数料の充当

- ・年金支給開始月までの手数料で未納付分がある場合、最初にお支払いする年金から充当させていただくことがあります。（未納付分が最初にお支払いする年金額よりも多いときは、次回以後の年金からも充当します。）

### □年金の支払日

- ・給付裁定による処理、年金支給の際の商品売却処理および送金処理が、年金の支払日を経過し終了した場合、規約で定められた支払日を過ぎて年金をお支払いすることがありますので、予めご了承ください。
- ・預替を行った場合、預替のお手続き完了までは年金支払のための資産売却ができません。そのため、年金支払日近くの時期に「運用商品預替」を行うと、年金支払予定日を過ぎての入金となる場合があります。

### □現況確認

- ・有期年金、終身年金を保有している場合や保証期間付有期年金または終身年金を受給中で保証期間を経過している場合は、年金のお支払いにあたり、受給権者が引き続き年金を受け取る権利があるかどうかの確認をさせていただきます。このため、毎年1回「現況届ご提出のお願い」をお送りしていますので、ご提出期限までに到着するようにご返送ください。（加入者として障害年金を受給されている方は除きます）
- ・上記書類の返送が無いときは、年金のお支払いを停止する場合がありますので、予めご了承ください。

### □年金受給開始後の一時金のお支払い

- ・企業型年金規約で年金受給開始後の老齢給付金、障害給付金の一時金支給が定められている場合（個人型年金では運営管理機関が定めます）、年金支給開始月から5年を経過した月以後に個人別管理資産の全額を一時金で受給することができます。（お取扱いの可否は、前頁の給付裁定結果内容の「年金支給開始から5年後の一時金受取可否」を参照ください）
- ・ただし、終身年金等、年金商品によっては、印字内容に関わらず、お取扱いができない場合がございますので、ご了承ください。
- ※終身年金等、年金商品によっては、年金支給開始後に一時金への変更ができない場合がございます。これらの年金商品を選択している場合は、ご加入プランの年金規約に関わらず、年金支給開始月から5年経過後であっても一時金への変更はできません。詳細はコールセンターにお問い合わせください。

### □個人別管理資産額が過少となったときの年金額の変更

- ・企業型年金規約で老齢給付金、障害給付金の受給中に個人別管理資産が過少となった際の年金額変更が定められている場合（個人型年金では運営管理機関が定めます）、個人別管理資産額が想定残高の1/2以下となったときは、当初の支給予定期間の全期間にわたって年金を受給することができますよう、年金額を減額することができます。（お取扱いの可否は、前頁の「給付裁定結果内容」を参照ください）なお、年金額の減額は、老齢給付金については、1回に限られています。

### □障害給付金の一定期間（5年以上の期間に限る）ごとの年金計画の変更

- ・企業型年金規約で障害給付金の一定期間ごとの年金計画変更が定められている場合（個人型年金では運営管理機関が定めます）、定められた一定期間ごとに年金の支給予定期間と年金額を変更することができます。（お取扱いの可否は、前頁の「給付裁定結果内容」を参照ください）
- ・変更できる時期が近づきましたら、「年金支払のお知らせ」でご案内します。

### □転居されたとき

- ・転居されたときは、企業型年金の場合は「運用指図者諸変更届」を、個人型年金の場合は「加入者等氏名・住所変更届」を提出してください。
- ・詳細は当お知らせ1ページに記載のコールセンターにお問い合わせください。

### □振込口座を変更されるとき

- ・年金の振込口座を変更される場合は、「振込口座変更届」を必ず事前に提出してください。
- ・詳細は当お知らせ1ページに記載のコールセンターにお問い合わせください。

### □年金受給中にお亡くなりになったとき

- ・年金受給中にお亡くなりになったときは、ご遺族が10日以内に、企業型年金の場合は「運用指図者資格喪失届」を、個人型年金の場合は「加入者等死亡届」を提出してください。なお、ご提出のタイミングにより、年金受給権者ご本人様口座に年金が送金される場合があります。予めご了承ください。
- ・併せて死亡一時金を請求してください。なお、終身年金を受給している場合で保証期間が過ぎているときは、死亡一時金のお支払いがない場合があります。

### □年金受給中に高度障害の状態になったとき

- ・年金受給中75歳に達する日の前日までに高度障害の状態になったときは、老齢給付金を障害給付金に切り替えることができます。
- ・詳細は運営管理機関にお問い合わせください。

今後のご予定  
(年金お支払いの時期・金額の目安など)

0000007

5ページ

作成日 2021年12月 1日

作成基準日 2023年 2月 2日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

本記載の金額は、裁定時のご指定条件・個人別管理資産額等に基づいて試算した金額です。

実際にお支払いする金額とは異なる可能性がありますので、目安としてご覧ください。

また、年金商品については現時点では試算できないため対象外とし、分割取崩型商品部分のみを試算対象としております。

※試算額について

記載の金額は現時点での試算額です。実際の支払額は、市況等の運用環境の変化により変動する可能性があります。

また、実際の支給時には、支給金額から税金、手数料等を控除した額がお受取金額となります。

実際のお受取り額については、お支払いの都度「年金支払のお知らせ」にて別途ご連絡いたします。

< 初回のお支払い >

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 支給予定年月日          | 2023年 6月30日         |
| 支給対象期間           | 2022年 6月 ~ 2023年 5月 |
| 支給試算金額(分割取崩型商品分) | 1円                  |

注1) 初回のお支払いの「支給対象期間」については、下記「初回のお支払い、2回目のお支払いについて」をご参照ください。

< 2回目のお支払い >

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 支給予定年月日          | 2024年 6月28日         |
| 支給対象期間           | 2023年 6月 ~ 2024年 5月 |
| 支給試算金額(分割取崩型商品分) | 2円                  |

注1) 2回目のお支払いの「支給対象期間」については、下記「初回のお支払い、2回目のお支払いについて」をご参照ください。

< 最終回のお支払い >

|                  |                     |                                   |
|------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 支給予定年月           | 2027年 6月            | * 支給予定「日」につきましては、未確定のため記載しておりません。 |
| 支給対象期間           | 2026年 6月 ～ 2027年 5月 |                                   |
| 支給試算金額(分割取崩型商品分) | 3円                  |                                   |

注2) 最終回のお支払いの「支給予定年月」「支給対象期間」については、下記「最終回のお支払いについて」をご参照ください。

注1) 初回のお支払い、2回目のお支払いについて

例) 「年金支給開始月」が9月、年金支給月が1月で、年1回受取りの場合

| 給付年度   | 1年目(年金計画) |     |     |     |          |    |    |    |    |    |    |    | 2年目(年金計画) ~ |     |     |     |
|--------|-----------|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|----|----|-------------|-----|-----|-----|
|        | 9月        | 10月 | 11月 | 12月 | 1月       | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月          | 10月 | 11月 | 12月 |
| 支給対象期間 | 初回 お支払い   |     |     |     | 2回目 お支払い |    |    |    |    |    |    |    | 3回目 ~       |     |     |     |

初回のお支払い  
1年目の4ヶ月分

2回目のお支払い  
1年目の8ヶ月分 と 2年目の4ヶ月分の合計額

年金年額(1年目(年金計画)、2年目(年金計画))の金額については、前々頁「給付裁定結果内容」記載の「年金計画」欄をご参照ください。

初回のお支払いは「年金支給開始月」から「初回の支給月の前月」までの分となります。

例) 1年目(年金計画)が600,000円である場合、

$600,000円 \div 12ヶ月 \times 4ヶ月 = 200,000円$  となります。

2回目のお支払いは初回の支給月から2回目支給月の前月までの分のお支払いとなります。

例) 2年目(年金計画)が300,000円である場合、

$600,000円 \div 12ヶ月 \times 8ヶ月 + 300,000円 \div 12ヶ月 \times 4ヶ月 = 500,000円$  となります。

3回目以降のお支払いについては、2回目の支給試算金額の計算方法を参考にご試算ください。

注2) 最終回のお支払いについて

最終回のお支払いとして「前回の年金支給月」から「支給予定期間の最終月」までの分を支給予定期間の最終月の翌月にお支払いします。

また、「年金計画期間中の運用益」および「年金計画と支払期間との差により生じる差分(端数分)」を最終回にまとめてお支払いします。

なお、最終回のお支払いは年金規約に定められた支給日と異なりますのでご注意ください。

例) 「支給予定期間」が5年、「年金支給開始月」が9月、年金支給月が1月(年1回)の場合

| 給付年度   | 5年目(年金計画) |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
|        | 9月        | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 支給対象期間 | 5回目       |     |     |     | 最終回 |    |    |    |    |    |    |    |

5回目のお支払い  
4年目の8ヶ月分 と 5年目の4ヶ月分の合計額

最終回のお支払い  
5年目の8ヶ月分 と 運用益等の合計額